

天草不知火海区漁業調整委員会  
第369回議事録

令和2年（2020年）10月5日開催

## 第369回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)10月5日(月)午後2時から
- 2 開催場所 熊本県庁本館8階 801会議室
- 3 出席者  
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 関山哲也 脇島成郎 桑原千知  
佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖  
山田豊隆 横田政司 鎌賀泰文 藤木美才  
(欠席委員) 浜悦男  
(天草広域本部水産課) 技師 丸吉浩太  
(漁業取締事務所) 技師 西村貴史  
(水産振興課) 主幹 鮫島守 参事 香崎修 参事 高日新也  
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭  
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明
- 4 議事次第
  - (1) 議題
    - 第1号議案  
漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について(諮問)
    - 第2号議案  
保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について(諮問)
    - 第3号議案  
令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について(照会)
    - 第4号議案  
熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について(照会)
    - 第5号議案  
熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則の改正について(照会)
    - 第6号議案  
令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について(照会)
  - (2) 報告  
漁業法改正に伴う今後のスケジュールについて

### 議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第369回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。  
委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第369回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と漁業調整規則の4段表という資料をお配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

(江口会長)

皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今から第369回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は横田委員と鎌賀委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆さんご承知のとおり新型コロナウイルス感染防止対策のために、スムーズに進行できるよう皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入ります。

議題(1)の第1号議案「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課の郡司掛です。

漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正につきましては、今年9月10日に開催しました第368回の当委員会におきまして、当課から諮問させていただいたところです。内容が多いことから、諮問内容を精査するための期間を設けさせていただいたところ、いくつか御質問をいただきました。いただいたご質問のうち、今回の規則改正で特に重要と思われる御質問内容の紹介と、御質問に対する回答を水産振興課からさせていただきます。

質問1 資源管理の状況等の報告について。

改正内容についての③「資源管理の状況等の報告」は漁業許可、漁業権制度ともに新たに組み込まれたことにより、漁業者等にとっては大変大きな負担になると考えられます。また、今後の許可等のあり方にも大きく影響を与えるものと考えられます。

そのような意味合いから、漁業者とその関係者には十分に理解をしてもらう必要があると思います。委員会の場においても、もっと十分

に説明をしておくべきと考えます。

また、国が目論んでいるような報告内容とするためには、多くの労力と経費が必要になると考えます。必要があれば、国に対して、予算措置、体制整備について要望をすべきではないでしょうかとの質問をいただきました。

御質問に対する回答は次のとおりです。

資源管理の状況等の報告につきましては、次回の委員会でその概要について御説明いたします。許可漁業に関する漁協へのヒアリング等を通じて、漁業者や漁協の皆様へ報告の重要性について説明し、理解していただけるよう努めて参ります。また、次回の委員会に限らず、その後の委員会の場においても漁業許可取扱方針の説明と併せて、随時新しい情報を含めながら説明をさせていただく予定としております。

資源管理の状況等の報告に関する予算措置につきましては、国に対して要望を行いました。水産庁からは「漁業者や漁業者から委任を受けた漁協等に対し、直接的な経費を支援することは難しい」と回答されています。一方で、パソコン、タブレット端末、スマートフォンを利用した漁獲報告システム（仮称）を構築し、資源管理の状況等の報告の省力化するスマート水産業を推進していることから、漁協等で利用されている既存の資料が利用可能となるよう、報告内容やその方法に関する要望を、随時行って参ります。

次に、質問の2つ目としまして、電気設備の制限についての御質問ですが、現行の熊本県漁業調整規則第44条の電気設備の制限では、まき網漁業、敷き網漁業等が記載されていますが、改正漁業調整規則第46条では、一本釣り漁業のみの記載となっている。改正漁業調整規則においては、一本釣り漁業以外の電気設備の制限は、無くなるのでしょうかとの質問をいただいています。

御質問に対する回答は次のとおりです。

前回の委員会におきまして、説明が分かりにくかったかと思っておりますので、再度ご説明します。知事許可漁業である、まき網漁業、敷き網漁業、地びき網漁業、きびなご刺し網漁業及びすくい網漁業につきましては、知事が許可するにあたり条件を付けることが出来ることから、現行の漁業調整規則の第44条電気設備の制限の内容を、許可の条件として当該知事許可漁業の許可証に記載いたします。許可証への記載につきましては、許可の条件を変更した場合には、許可証の書換、再交付を行う規定が調整規則にあることから、令和2年12月1日付で許可証を書換、再交付することで対応いたします。

なお、一本釣り漁業につきましては、自由漁業であり、許可証に記

載することが不可能であることから、引続き改正漁業調整規則において規定します。

次に質問3 特別養殖の承認についてです。

改正内容についての④「特別養殖」については、規則案が認可されない場合は、漁業者に大きな影響が生じると考えられます。どの程度認可の見込みがあるのか分かりませんが、認可されない場合の対応策について委員会の中で検討・説明しておく必要はないでしょうかとの御質問をいただきました。

水産振興課からの回答は次のとおりです。

この規定は、新たな魚種の養殖試験や養殖適地の選定といった、本免許の取得に向けた試験養殖を行うための規定であり、本県の養殖業を振興していくうえで、重要な規程と認識しています。運用については、改正漁業法第68条に規定されている「定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ営んではならない」に違反することの無いよう、特別養殖は試験研究に限るなどの約束をさせられるものと考えています。認可されない場合の対応は、他県の事例に倣って、水産研究センターとの共同研究の形での試験養殖という運用になると考えております。

以上で、御質問の紹介と質問に対する回答を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

ただ今、水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ございませんか。

委員

はい

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について」は、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

次に、議題(1)の第2号議案「保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班でございます。

資料につきましては6ページをご覧ください。

保護水面につきましては、現在、天草市牛深の黒島地区、同深海地区、苓北町の富岡地区、玉名市岱明の高道地区及び八代市鏡の文政地区の計5地区におきまして、県が保護水面を指定し、熊本県漁業調整規則において水産動植物の採捕制限を行っています。

この保護水面の区域につきましては、現在の同規則では、海岸等に設置した標柱を基点とし、その基点からの方位や距離等によって、区域を示しているところです。

一方、今後改正予定の同規則におきましては、できる限り緯度及び経度により表示を行うよう、水産庁から説明があつているところであり、同規則の改正手続きにおいてこの内容を反映するためには、保護水面の指定変更に係る国との協議を行う必要があります。

具体的な記載につきましては、資料7ページの2番以降をご覧ください。記載につきましては、これまでの記載に加えまして、括弧書きで緯度経度を表示する形となります。

全ての基点や区域の表示につきまして、緯度経度による表記をしていきたいと考えております。

また、9ページの3番、変更する理由につきましては、基点等と一緒に座標を併記するためということで、区域の変更はありません。

この内容で国との協議を行ってよろしいか諮問しますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案「保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について」は、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

それでは、第2号議案「保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について」は、「特に意見なし」と答申いたします。

次に、議題(1)の第3号議案「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第3号議題「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。

取扱方針の説明の前に、ウナギ種苗特別採捕許可はウナギ養殖業と密接に関連したものですので、ウナギ養殖業、次にウナギ種苗の特別採捕許可について簡単に説明いたします。

ウナギ養殖業を営むには、平成27年度より、「内水面漁業の振興に関する法律(平成26年10月)」に基づき、農林水産大臣の許可が必要になりました。

これは、ウナギの資源を保護する必要があるという国際的な機運が高まったことを受けて、1年間に各養殖業者が飼育することができるウナギ稚魚、いわゆるシラスウナギの量が定められています。

そのため、水産庁は各養殖業者が毎月どれだけのシラスウナギをどこから仕入れたか、どれだけのウナギが出荷されたか、養殖業者の池の面積がどれだけかなどを管理しています。

シラスウナギは、人工的に大量生産する技術が未だ確立されていないことから、ウナギ養殖で使用する種苗はほぼ100%が天然のものであり、12月から4月ごろに採捕されています。

続きまして、本県におけるうなぎ種苗の特別採捕許可について、ご説明させていただきます。

お手元の資料27ページの「熊本県のうなぎ種苗特別採捕許可の仕組み」をご覧ください。

本県では、資源保護等の観点から、漁業調整規則において、海面、内水面の全てのウナギについて、全長21cm以下のものは採捕禁止としています。そのため、ウナギ養殖業の許可を受けた県内に住所又は事務所を有する個人又は法人で自家養殖用に種苗を採捕する場合、業種別漁協が組合員へ養殖用種苗を供給するために採捕する場合及び内水面漁協が共同漁業権漁場内に放流するために採捕する場合に限り、知事が採捕を許可することとしています。

本県では、ウナギ種苗特別採捕の許可を受けることができる者は、県内ウナギ養殖業者、業種別漁協、内水面漁協となります。

これらの者は、許可申請に当たり、実際にウナギ種苗の採捕を行う採捕従事者、採捕従事者が採捕したウナギ種苗を集荷し、許可取得者

へ納める指定集荷人を選任します。

ウナギ種苗の採捕に関しては、海上保安部、漁業取締事務所及び県警と連携し、違法操業の取締りを行っておりますが、特別採捕許可に基づく採捕であることを明確にするため、採捕従事者、指定集荷人に対し、顔写真入りの採捕従事者証、指定集荷人証を交付するとともに、採捕従事者は指定の帽子を着用することを義務づけております。

特別採捕許可で採捕可能な量は、許可を受ける者が保有している養殖池の面積から算出された量又はウナギ養殖許可で認められている池入れ量のいずれか少ない方となります。

特別採捕許可は、採捕する場所、使用する漁具ごとに出しており、3業者、2組合へ計32件の許可が出されています。前漁期に採捕されたシラスウナギの総量は約122kgでした。

今回照会させていただきます、うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、うなぎ種苗の採捕秩序の確立及びうなぎ資源の健全な活用と資源の維持を目的に、許可に関わる者の要件や、責務、採捕期間等を定めたものです。

それでは、今年度取扱方針の変更内容についてご説明いたします。

資料12ページの新旧対照表をご覧ください。昨年度の取扱方針に基づく特別採捕許可で、漁業調整等の問題は発生しなかったことから、今年度は昨年度取扱方針の内容について大きく変更していません。

今回の変更点は大きく分けて2点あり、1点目は例年実施している、年号や月日の時点修正をしています。2点目は漁業法改正に伴う海面と内水面の漁業調整規則の一本化に合わせての関連する条番号等の修正です。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第3号議案「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」は、異議のない旨を回答します。

次に、議題（1）の第4号議案「熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

私からは第4号議題「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」の改正に皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。資料は29ページ以降になります。

今回の規則改正の説明の前提として、現行の「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」が定められた経緯と現在の運用について簡単にご説明いたします。

現在、漁獲量が多く国民生活上重要な魚種や資源状況が悪く緊急に管理を行うべき魚種の中で、一定レベルの資源把握ができており、資源を維持していく上で一年間に漁獲可能な量の上限を定めることができるものが資源管理の対象魚種に定められています。そのため、国から各都道府県に対し、年間の漁獲可能量の割り当てがあり、この割り当てを超過しないよう各県で管理計画を定め、管理を行っています。

管理を行うためには、各資源管理対象魚種の漁獲量を正確に把握していくことが重要であり、平成30年に「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、以下、TAC法といいます。」に基づき、「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」が定められました。

本県で管理計画が定められている魚種は、クロマグロ、マアジ、マイワシ、サバ類です。

これらを多く漁獲している中型まき網、小型まき網、定置網、沿岸クロマグロ漁業等の漁獲実績について関係漁協で取りまとめ、県へメールやFAXにより報告していただいております。県はさらにこれらを集計し、水産庁へ報告しています。

それでは、規則改正の説明へ移らせていただきます。お手元の資料30ページの「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」の改正、「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則」の改正について概要をご覧ください。

まずは、なぜ今回規則を改正する必要が生じたのかをご説明します。

今年12月1日に漁業法が改正され、法の中で、漁業が国民へ水産物を供給する使命を有していることが明記されました。

そして、水産資源の持続的な利用の確保が目的の一つとして掲げられました。

そのため、漁業法の中に、TAC法が組み込まれる形となり、今後全国各地で漁獲可能量に基づく資源管理を基本とすることで水産資源の持続的な利用を目指していくこととなります。

このように、今後資源管理の重要性が増すことから、資源管理対象魚種を順次拡大していく計画が水産庁から示されています。

現在、資源管理対象魚種に指定されているのは、参考①にお示ししている8種であり、本県に関係するのは先程の説明の通り、クロマグロ、マアジ、マイワシ、サバ類の4種となります。これが、令和5年度中を目途に20種程度まで拡大される予定であり、資源管理対象魚種の拡大へ対応可能な形へ規則を改正する必要があります。

なお、今後資源管理対象として加えられるものの候補として、参考②にお示ししている15種が水産庁から示されています。

では、規則改正の内容へ移ります。資料として新旧対照表をお付けしておりますが、変更点は概要資料に沿ってご説明いたします。

資料30ページをご覧ください。今回の規則改正における大きな変更点として、報告する者の範囲や報告事項等について、従来規則において定められていましたが、改正後は報告の方法と報告様式だけを規則の中に定めることになり、それ以外のものについては、それぞれ漁業法や漁業法施行規則等で個別に定められています。

それでは順に改正内容をご説明します。

現行規則第3条においては、報告者について規定があり、中型まき網、小型まき網、定置網、沿岸クロマグロ漁業等の資源管理対象魚種を主に採捕する漁業が列記されていましたが、今後は漁業法第26条及び第30条において規定されました。つまり、具体的な漁業の種類を個別具体的に定めるのではなく、資源管理の単位である管理区分の中で採捕する者が報告することとされました。参考④のとおり、管理区分は新たに定められる都道府県資源管理方針において、資源管理対象魚種ごとに設定されます。

次に、現行規則第4条で定められていた報告事項は、漁業法、漁業法施行規則、水産資源の保存及び管理に関する処理基準の中で定められました。

また、現行規則第5条で定められていた報告期限は、漁業法施行規

則で定められ、本県で設定される予定の管理区分では現行規則と同様、水揚げ翌月の10日までに報告していただくことになります。

また、特に適正な資源管理の実施のため、漁獲量が積み上がり、県の枠を超過する恐れが高まった場合は、水揚げから3日以内に報告していただくことが、都道府県資源管理方針において定められる予定です。

最後に、改正後の規則において唯一定められることになる報告の方法ですが、これまでどおり、電子的手法、紙どちらで報告してもよいとされています。

現在報告をして頂いている関係漁協におかれましては、引き続き報告をしていただくこととなりますが、今回の規則の制定で特段新たな負担を生じさせるものではありません。

説明は以上ですが、今お示ししている改正案から修正が必要になった場合、軽微な修正と判断されるものについては、水産振興課へ一任していただきたく思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第4号議案「熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案「熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について」は、異議のない旨を回答します。

次に、議題(1)の第5号議案「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

引き続き、水産振興課です。

第5号議題「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則」の改正に皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。資料は65ページ以降になります。

「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則」は、クロマグロが資源管理対象魚種に定められたことを受け、平成31年3月にTAC法第10条第2項の規定に基づき定められました。

規則改正の理由は、前号議題の「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」の改正についてと同様で、今後の資源管理対象魚種の拡大へ対応できるようにするためとなっております。

それでは、規則改正の内容へ移ります。こちら資料として新旧対照表をお付けしておりますが、変更点は前号議題で使用していた概要資料の続きに沿ってご説明いたします。

資料33ページをご覧ください。

本規則は採捕停止の期間を定める規則ですが、採捕を行ってはならない期間を一度定めると、期間中に解除することができませんでした。

改正後は採捕停止期間の途中であっても、告示により命令を解除することができるようになり、より柔軟な対応をとることができるようになります。

なお、採捕停止の流れは現行の運用と同じく、漁獲量が積み上がり、漁獲枠の90%を消化した時点で、告示を行い、その告示をもって採捕が禁止されます。

採捕を禁止することで、獲り過ぎによる資源の枯渇を防ぎ、適正な資源管理を行う仕組みとなっております。

また、TAC法では採捕停止命令を出すことができる魚種はクロマグロのみとされていましたが、今後は、県への漁獲可能量の割当てのある資源管理対象魚種について、採捕停止命令を出すことができます。

なお、現在、本県へ数量の割り当てがあるのはクロマグロのみであり、当面の間は、この状況が続くことが想定されます。

説明は以上ですが、今お示ししている改正案から修正が必要になった場合、軽微な修正と判断されるものについては、水産振興課へ一任しただきたいと思っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第5号議案「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則の改正について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則の改正について」は、異議のない旨を回答します。

次に、議題（1）の第6号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について」事務局から説明をお願いします。

水産振興課

事務局です。

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題につきましては、今年8月3日に開催しました第367回の当委員会におきまして、本県の提案議題について協議していただき、本県からの提案議題として提出したところです。

資料73ページをご覧ください。各県から提案された議題の一覧をお示ししています。

本県から提案した議題は、1の要望事項の2番「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」、7番「東シナ海における漁船の安全操業確保について」、17番「ミニボートによる危険行為の防止について」、23番「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」の4議題です。

資料74ページ以降に各県からの提案議題に対する、本県の回答案を下段に記載しております。

各県からの提案議題につきましては、沿岸資源の保護及び管理に関することや漁業者の安全操業の確保、水産政策の改革に係る制度の円滑な運用などを要望するもので、本県としても賛同すべき要望と判断し、その旨回答しました。

また、資料98ページをご覧ください。

本県から各県に対し、「海区漁業調整委員会のオンライン会議等に

よる開催方法」について照会しております。

これは、今年、委員会を開催するに当たり、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対策として、テレビ会議やオンライン会議、書面議決等を検討したところですが、最終的な対応策を見出すことはできませんでした。

そこで、今後も新型コロナウイルス感染拡大防止等に対する対応策を検討する必要があると考え、他県に対して照会したものです。

その際は、各委員の皆様から色々な御意見をいただき感謝申し上げます。

事務局からの説明は以上です。提案議題に対する本県回答と併せて御審議くださるようお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第6号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第6号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について」は、異議のない旨を回答します。

次に、議事(2)の報告「漁業法改正に伴う今後のスケジュールについて」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料8ページを御確認ください。

12月1日の改正漁業法の施行に向けて、現在作業を進めているところですが、その中で、今後委員会からご意見を頂戴するもの、また、今後委員会で報告させて頂くものについては、当日の審議をスムーズに進めさせて頂くために、事前にスケジュールや事柄についてお示し

する必要がある、と判断させて頂きました。そのため、委員会が関係する4つの事項について、9月以降のスケジュールを記載しております。

左から①漁業調整規則の改正、②海区漁業調整委員会委員の選任、③漁業許可の運用の整備、④資源管理体制の構築です。

朱書きが既に委員会での御報告・意見聴取が済んでいるもの、青書きが今回の委員会を実施したもの、緑書きが今後予定しているものとなります。

一番左の①漁業調整規則の改正につきましては、本日の諮問をもって、調整規則及び保護水面の変更について答申頂きましたので、今後は認可申請に向けて作業を進めていきますが、スケジュール等につきましては、前回の委員会でも御報告させて頂きましたのでこちらについては割愛させて頂きます。

左から2番目の②海区漁業調整委員会委員の選任につきましても、前回の委員会でもスケジュール等については御報告させて頂きましたので、割愛させて頂きます。

また、1番右側の④資源管理体制の構築のうち、④-②報告規則の改正及び採捕停止規則の改正については、本日の議題にて意見照会をさせて頂きましたので、こちらにつきましても割愛させて頂きます。

左から3番目の漁業許可の運用の整備をご覧ください。法改正後は、知事許可漁業についても、新しい制度のもとで運用を行う必要がありますので、今後許可取扱方針に関する意見照会等を予定しております。

詳細については別の資料で説明致しますので、資料101ページを御確認ください。

知事許可漁業の運用スケジュールを記載しています。

まず、上段の運用の流れを御確認下さい。改正漁業法が施行されるまでは、現行の漁業許可取扱方針に基づく運用を行います。12月1日の法改正後は、基本的に全ての漁業種類について制限措置、これは、許可の内容や許可する数に該当しますが、委員会の意見を聴いた上で、この制限措置を公示し、その範囲内で許可することとなりますので、このように新しく法律で規定された点を反映させた、新しい漁業許可取扱方針に基づいた運用を行うこととなります。

また、法改正後は、許可する数を上回る申請があった場合、委員会の意見を聴いた上で定めた基準に基づき、許可する者を定めることとなりました。

そのため、中段より下となりますが、事前に以下の準備が必要となります。

まず、新しい漁業許可取扱方針の整備についてですが、こちらにつ

いては、施行前に作成する必要がありますので、11月上旬ごろを目途に本委員会にて意見照会、諮問をさせて頂く予定としております。

なお、方針の作成にあたりましては、現場の意見を反映させていきたいと考えておりますので、10月にかけて関係する漁業協同組合とのヒアリングを予定しています。

次に、新規許可基準の整備についてですが、こちらについても11月上旬ごろに本委員会にて諮問させて頂く予定としております。

最後に制限措置の公示についてですが、既存の許可につきましては、施行時に改正法に基づく許可を受けたものとみなされますが、先ほども御説明したとおり、施行後は、制限措置を公示してその範囲内で許可することとなるため、既存の許可についても事前に制限措置を公示しておく必要があります。こちらにつきましては、施行前に公示する必要があると国から説明を受けておりますので、11月の下旬頃に本委員会にて諮問させて頂く予定としております。

なお、事前の制限措置の公示につきましては、既存の許可の内容を一覧表にしたものを公示する形をイメージしていただければよいかと思います。

また、最後となりますが、施行後の2月～3月に期間の満了を迎える許可については、これまでどおり、申請期間を2ヶ月程度確保する必要がありますので、少なくとも施行前の11月中には制限措置の公示が必要となります。

この点については、法の施行前ですが、準備行為として作業を進めることが可能となっていますので、11月の下旬頃に合わせて本委員会にて諮問させて頂く予定としております。よろしくお願い致します。

次に、資料100ページにもどっていただき、④-①熊本県資源管理方針の策定についてをご覧ください。

資源栽培班ですけれども、④-①熊本県資源管理方針の策定につきましては、現在、関係する漁業者との意見交換を進めながら、併せて水産庁との事前協議を進めているところです。この方針につきましては、11月の下旬頃に本委員会に諮問させていただく予定としております。よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

脇島委員

はい。

議長

はいどうぞ。

脇島委員 最後の 101 ページ目について、新しい漁業許可の制度について、関係漁協とのヒアリングとありますが、これは漁業者も含めてということでしょうか。

水産振興課 今回ヒアリングをさせていただくのが、許可の定数を定めているのですが、その数について協議をさせていただくことを予定しておりますので、対象としましては、漁協だけを想定しております。

脇島委員 漁業者は、後で、決まったことに対して、知らなかったとかいう意見が多い。今までも、漁協ということであれば代表理事だけを対象としてあるのか、役員も集めてするのか、どう考えているのか。

水産振興課  
議長 今回許可の話ですので、許可に一番精通された組合長や参事を想定しております。許可に当たりますのは、漁業者の方の御意見を伺いたいところではありますが、新型コロナの影響もありまして、複数お方と話しをすることが難しい状況にありますので、今回につきましてはこのような計画を予定しています。

脇島委員 分かりました。できるだけ、事前に報告事項等あれば、漁協の方で役員会なり、聞き取り調査をやった上で、諮っていかないと漁業者の不満が出てくるので、一応意見として言いました。

桑原委員 はい。

議長 はいどうぞ。

桑原委員 今の意見と重複しますが、何をするにしても 100 人が 100 人同意することはあり得ないでしょう。少なくとも 8 割の同意が得られれば、見直しをするような体制をとってもらわないと、これだけ世の中が多様化すれば、意見を集約することは不可能ですよ。現行の法律の中でしなければできないというようなことではですね何もできない。県は、皆の賛成がなければできないと終わっていた。それが、今後の改正においてどこまで認められるものかですよ。100%はあり得ない。それをどう考えているか。漁業許可をする上で、100 人のうち 80 人が賛成であれば、残り 20 人が尊重するものか。その内容次第です。精査する必要があるものがありますけれども、そのあたりをもう少し掘り下げた中で、県も基準を持ってもらわないと、反対するから反対ではいけな

い。そのあたりをどう考えているのか。

議長                    なかなか難しい返答でしょう。

桑原委員              全国的な問題も含めた回答をしなければならない立場だと思いますけれど、現状の中で漁業者の意見を聴く、ただ、言われたことを言うだけで終わるのが今まで。漁業環境自体が、各県異なる中で、独自の政策があって然るべきと思う。県も許認可する立場として念頭に置いて判断してもらわなければならない。今返事をしろと言ってもできないだろうから大いに検討しておいてほしい。

議長                    他にございませんか。

脇島委員              はい。

議長                    はいどうぞ。

脇島委員              今、新規就業者関連がブームみたいになってきている。今現行枠が余っているようですが、余っていないものもあるかも知れないので、そのあたりは特別枠などを設けてもらうのが1つのお願い。

渡辺審議員            今回の漁協さんの聞き取りでは、そこも含めたところでの聞き取りをさせていただくという予定にしておりますのでよろしくお願い致します。

脇島委員              分かりました。

議長                    他にございませんか。

それでは、他に無いようですので、議事（2）の報告の質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

鎌賀委員              はい。

議長                    はいどうぞ。

鎌賀委員              漁業法が改正されて、許可漁業もクロマグロと同様、漁獲量の報告

が義務付けられてきますけれども、漁協の方で何か特別準備をしていたりしますか。何かこういう方法でとか考えておられますか。

議長

今考えているのが、おそらく報告が義務になるので、漁協も漁業者の操業実態とか水揚げの実績とかを管理していかなければならないのではないかと考えているが。事務局どうですか。

事務局

今、江口会長がおっしゃられたとおりだと思います。実績報告については改正漁業法の中で義務化されていますので、漁業者が漁協を通じて県に提出していただくこととなります。基本的には、漁業者が何時、何処で、どれくらい漁獲したかなどを報告していただくこととなります。このことにつきましては、昨年11月に開催しました説明会でも説明したとおり、操業日誌を付けるような癖を付けていただく必要があるとお願いしているところです。先程、江口組合長がおっしゃられたことをお願いしたいと思います。

議長

よろしいですか。

鎌賀委員

もう一つ。今、熊本県に関する資源管理対象魚種は、マアジとかマイワシとかですが、それに加えカタクチイワシも対象になるとの話ですが、シラスはカタクチイワシとは別の取扱いになるのですか。

水産振興課

はい。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。

シラスにつきましては、鎌賀委員のおっしゃるとおりで、資源としては別となり、資源評価については別に行われます。

鎌賀委員

きちんとした研究報告はありませんが、現実的には、牛深で漁獲されるカタクチイワシと八代海で漁獲されるシラスについては関係があると思いますが、今のところ、どのような認識でしょうか。

水産振興課

はい。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

以前水産研究センターに勤務していた際、八代海のシラスの調査を行っていた。本県において八代海のシラスについては、非常に重要な水産資源です。国の研究者とも八代海のシラス資源について資源評価を行うことを議論しましたが、東シナ海系群からすると八代海のシラスについては、非常に小さな資源ということで、まずはデータ収集から始めるようにとの指示でした。国の研究者の意見としては、外海の非常に大きな東シナ海系群からすれば、八代海の漁獲が資源に大きな影響を与えるものではないとの見解でした。ただ、今後、漁獲規制なりを検討するのであれば、きちんとしたデータに基づき、資源評価を行った上で、漁獲量を定めることになるかと思えますけれども、今のところそういった数値は集まっていないと考えます。今後、直ぐに数量規制の対象となる魚種になることは無いのでは無いかと考えます。ただ、将来的にはきちんとした数値を定めて、管理される魚種になるとは思っておりますので、今から漁業者の協力を得ながら、取っていかないといけないと思っております。

議長

よろしいですか。

鎌賀委員

はい。

議長

他に何かございませんか。

友村委員

はい。

議長

はいどうぞ。

友村委員

新制度が、12月1日から始まるが、罰則の話ですが、12月5日頃捕まったと、操業区域外で操業した違反で300万円。知らなかったという漁業者が出てくるので、関係組合に、こういうことになりますよということを1ヶ月前に事前に説明会などが必要ではないかと思えますがいかがですか。施行してからは遅いのではないかと。

水産振興課

友村委員の御質問にお答えします。

改正漁業法により罰則は重たくなります。そこにつきましては、漁業者の方々に直接影響してくることと考えておりますので、当課の方で資料作成なりしまして、漁業者の方に分かり易いような準備を整えたところで検討させていただきたいと思っております。

議長

他にありませんか。

それでは、他にありませんので、これで第369回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。